



# 人権週間特集号

荒川区

☎(3802)3111

FAX(3802)6262

http://www.city.arakawa.tokyo.jp/

http://www.city.arakawa.tokyo.jp/keitai/

12月4日～10日は人権週間

## みんなで作ろう 人権の世紀



～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心

人権とは、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利です。

人権を守っていくためには、お互いを思いやり、人と人との絆を大切に作る温かい地域社会を築いていくことが大切です。

12月10日の「人権デー」、12月4日～10日の「人権週間」を機に、改めて人権の大切さや、人権の守られる地域社会を築くために自分ができることについて考えてみませんか。

問合せ 総務企画課 ☎内線2271

### 人権週間事業講演会

熱をもって接すれば、熱をもってかえってくる…  
～児童虐待の現状と私たちができること～

- 日時** 12月9日(土)午後2時～4時 ※開場は、午後1時30分
- 会場** ムーブ町屋ムーブホール(センターまちや3階)
- 定員** 250人(当日の先着順)  
※手話通訳、車いす席があります
- 託児** 2歳以上の未就学児  
※総務企画課(☎内線2271)へ事前に申し込んでください
- 費用** 無料



講師 坂本博之氏

児童虐待を受け、児童養護施設へ入所。そこでボクシングと出会い、プロボクサーを目指す。現在、SRSボクシングジム会長を務める一方で、児童養護施設の支援を目的とした「こころの青空基金」を主宰し、精力的に活動中。

### 人権週間強調事項

(平成29年度法務省制定)

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者の人権を守ろう
- 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- 同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

### 人権パネル展

区立小・中学校の児童・生徒の人権作品や、人権啓発パネル等の展示と併せて北朝鮮人権侵害問題啓発週間パネル展を開催します。

- 期間** 12月1日(金)～10日(日)
- 会場・時間**  
▶ 荒川さつき会館…午前9時～午後5時  
▶ 南千住図書館…午前9時30分～午後7時30分(1日は午後1時から。3日・10日(日)は午後5時まで。4日(月)は休館)
- 費用** 無料

### 11月25日～12月1日 犯罪被害者週間

平成17年12月に閣議決定された犯罪被害者等基本計画において、毎年、犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日以前の1週間が「犯罪被害者週間」と定められました。

### 12月10日～16日 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

平成18年6月、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律が施行され、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」が定められました。

我が国では、人権が尊重される社会をめざして、様々な分野で法律が定められています。今号では近年施行された人権に関連する主な法律をご紹介します。

施行年	平成28年			平成29年
法律および概要	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	児童福祉法等の一部を改正する法律	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	刑法の一部を改正する法律
	障がいや理由とする差別を無くし、すべての人が障がいのある無しにかかわらず、共生できる社会をつくるための法律	児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るための法律(一部、平成29年施行)	特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)の解消に向けた取組を推進するための法律	処罰の対象となる性的行為の拡張、新たな処罰規定の整備等により、性犯罪処罰規定を強化するための法律

## ▶人権が尊重され、子どもたちが安心して健やかに成長できる社会を目指して

私は、これからも、区民の皆様がお互いを尊重し、子どもたちが安心して健やかに成長できる社会の実現を目指して、人権問題の解決に向けて全力で取り組んで参ります。

多くなっています。私は、かねてから住民に最も身近な基礎自治体である区が児童相談行政を担うべきと考え、国や都に要望してきました。ようやくこれが実現し、平成28年5月、児童福祉法が改正され、区においても児童相談所を設置できるようになりました。区では、平成32年度の開設に向けて、着実に準備を進めているところであります。

一方で、今なお世界各地で人権侵害が絶えず、我が国でも、同和問題や外国人に対する差別や偏見、女性、子ども等への虐待やハラスメント等の人権問題が存在します。特に児童虐待は、年々相談件数が増加し、平成28年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談件数は、過去最多となつています。

21世紀は「人権の世紀」といわれています。これには、20世紀に人類が経験した2つの世界大戦への反省から平和と人権尊重を求める動きが高まり、これらの大戦を教訓として全人類の幸せが実現する時代にしたいとの願いが込められています。



荒川区長・特別区長会長  
西川 太一郎